

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市消費生活審議会
- 2 開催日時 平成26年11月14日（金） 15時00分から
16時30分まで
- 3 開催場所 水戸市役所南側臨時庁舎 中会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 谷萩八重子，中村眞一，安彦和子，足立勇人，田山知賀子，大内美保子，
矢口智之
 - (2) 執行機関 高橋靖，三宅正人，柏直樹，黒澤純一郎，柳橋剛，橋崎真哉
 - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 不当取引行為の指定について（公開）
 - (2) 水戸市消費者教育推進計画の策定について（公開）
 - (3) その他（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市消費者教育推進計画（素案）
- 9 発言の内容

執行機関

ただ今から平成26年度第3回水戸市消費生活審議会を始めさせていただきます。議事に入るまでの進行は、私，〇〇が務めさせていただきます。まずお手元の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

本日の出席者数を報告させていただきます。審議会委員数8名のうち、現在7名が出席されております。事務局に欠席の報告のありました委員は、〇〇委員でございます。従いまして、出席者数が委員の2分の1以上となっておりますので、水戸市消費生活条例第36条第2項の

規定により、当審議会は成立しております。なお、傍聴人はいません。

それでは、ここからの議事の進行は、〇〇会長にお願いしたいと思います。〇〇会長お願いします。

会長

まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

〇〇委員、〇〇委員にお願いいたします。なお、本審議会につきましては、「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」に基づき、原則公開とさせていただきますので御承知置きください。

それでは議事に入らせていただきます。

まず、次第1、不当取引行為の指定についてです。

こちらは、8月20日に行われました第1回消費生活審議会において市長から、不当取引行為の指定について意見を求める諮問を受けたところです。それを受けまして、当審議会として審議をしまいいりました。本日、当審議会としての答申を行いたいと思います。

ここからの進行は、一度事務局に移します。

執行機関

それでは、〇〇会長から市長へ、不当取引行為の指定についての答申を行います。〇〇会長、お願いします。

会長

(答申書を読み上げ、手渡し)

執行機関

続きまして、市長より御挨拶申し上げます。

(市長挨拶)

執行機関

以上をもちまして、不当取引行為の指定についての答申を終了します。市長は公務のため、ここで退席させていただきます。

(市長退席)

それでは、引き続き、〇〇会長に進行をお願いします。

会長

続きまして、次第2の水戸市消費者教育推進計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

執行機関

(説明)

会長

ただ今の説明について、何か御質問はありますか。

スケジュールの確認ですが、今後どういう流れになっていますか。

執行機関

12月中旬くらいから1月中旬にかけて意見公募手続を実施し市民からの御意見を伺います。その後2月に再度この審議会を開催し答申を頂き、3月に市において決定というスケジュールでございます。

会長

審議は今日やって、来年の2月は答申だけですか。

執行機関

審議は来年の2月の第4回でもしていただけます。

委員

一般論ですが、意見公募手続をやると意見はたくさん出るのですか。

執行機関

こちらでは全てを検証してはおりませんが、活発とは言えない状況です。

会長

「消費者教育」なので、ぜひ学校の先生から意見をもらいたいと思うのですが、意見公募手続でそういう特定の人を対象とするのは可能ですか。

執行機関

現在、事業者団体など特定の団体から聴き取りを行っており、そうした中でできるのか教育委員会と調整していきたいと思えます。

委員

今はインターネットや通信販売で安易に購入するので、後から使い方や欠点などが分からないということがあります。その際、お店に聴きに來ることがよくあります。このように消費者が勉強する機会や意識付けがあるのは良いと思えます。

委員

消費者のエゴ言うのでしょうか、通販で買った洋服を着たり、ゴルフのクラブを使ったりした後に返品するとか、考え直さなければならぬ点もあります。良い消費者と、良い業者を育てる教育を進めたいと思います。この計画は、範囲が広いことと、何かをやろうとした場合どこかに当てはめられるものであるもので、非常に良いと思います。

会長

21ページの職域のところ、消費生活に関する講座等の参加者数という目標値が出ていますが、これは職域にかかるものですか。

執行機関

これは、基本目標Ⅰの全体にかかるものです。分かりづらくなっているの、最初に持ってくるなど直してまいります。

会長

学校における消費者教育は、いかがでしょうか。

委員

社会科の教師をやっていますが、中学校3年の公民で消費者教育が入りますが、年間計画では1～2時間程度になります。平成23年度に作成した副読本は、大変役に立っています。副読本の改定が盛り込まれているのは良いと思います。ただし、冊数の問題があって、家庭科と併用して使っています。

委員

センターの立場では、消費者教育推進計画を期待していますが、学校においては、文科省が学習指導要領を作っておりますので、そこから変えていかなければいけませんので大変なところであります。外部の人材活用とありますが、学校のところには、どこにも書いていません。外部人材は専門知識や事例などを持っていますので活用が必要です。16～17ページにも記載してほしいと思います。

委員

今のところ1～2時間しか取れないとのことですが、せつかく人材を送り込んでも時間がなければ仕方ありません。そこにも問題があると思います。

委員

水戸スタイルの教育として、英会話、水戸の教育の時間、先人の教えなどを学ぶ時間について検討されています。何にどのくらいの時間が割けるのか、現時点では分かりません。

委員

その水戸の教育に入っていけるのでしょうか。水戸は違うのだということを行っていくには、条例やこの計画で位置付けが必要になってくるかと思います。

委員

どこまでが市として決められてくるのか、どこまでが学校裁量なのか現時点では分かりません。

委員

職域や地域における消費者教育は良いのですが、学校においてどう推進するのかが重要な問題と思います。

委員

例えば、性教育は、講演会を年に1回以上開催するという事で、動いています。消費者教育をやってくださいという声があれば、やれるかもしれません。

委員

教育委員会で教員を集めて教育するとか、PTAの主催でも良いと思います。

委員

職域における消費者教育というのは、職員が消費者被害に遭わないということはあるのですが、消費者市民社会を作っていくには、自分のための利益ばかりでなく、消費者の利益のための職員であることが、これからは生き残っていくという要件だという点が大事です。

委員

職域においては、消費者の利益の増進のために、職場で消費者教育を根付かせていく必要があります。しかし、同業組合なども退会している人もいて、そういう人には情報は入りません。私の商店会でも商工会議所に加入しているのが約3割で、そこでやろうとしても、残りの7割には情報が届きません。商店街のイベント広告など、折込みチラシを入れようというアイデアもありますが、新聞を取っていない人も多いのが実情です。インターネットで情報を発信しても、興味のないものは入ってこない。どういう方法で告知すればよいのか難しいところです。

水戸には、32の地区会があって、その会長さんなどを通すと広がりを持つのではないかと思います。

委員

ライオンズクラブというのはどうですか。

委員

水戸には6クラブありますが，中学校や高校に行って薬物乱用の問題などに取り組んでいます。教育では，水戸の教育の副読本を作っているようです。

委員

悪質な業者は組合に入らないですね。もともと商工会議所とかにも入りません。業界指導から外れていく業者を，どう指導するかが難しいと思います。

委員

総合学習の時間に消費者教育を取り入れるのが良いのではないかと思うのですが，週あるいは月にどのくらいの時間があるのですか。また，PTAの協力というお話が出ましたが，なかなか協力してもらえないという話も聞きます。実際はどうなのでしょう。

委員

総合学習は週1回あります。学期によっては週2回やる学年もありますので，年間で計算すると，週1回よりは多くなります。

委員

総合学習というと道徳も入りますか。

委員

道徳はまた別になります。総合学習が水戸の教育になる予定です。来年度水戸の教育としてやる内容が決められてくるとなると，消費者教育を入れていく余地は更に少なくなるかも知れません。PTA活動については，PTAの方に主で動いてもらえるというのは，難しくなりつつあります。

委員

水戸の教育に入れてもらえるよう働きかけが必要といえますね。

委員

消費者教育の重要性というものは，学校を運営する方々の意識が変われば取り入れられる状況かもしれません。やるべきことはいろいろあり，現場は大変でしょうけど，消費者問題はこれだけ騒がれているので，何とか活用してほしいと思います。

委員

例えば，インターネットや携帯電話についての教育に限れば，年1時間やっています。

委員

それは携帯電話会社さんを講師に呼んでですか。それはフィルターをかけましょうなど、被害に遭わない、未然防止ですよ。被害に遭ったらどうするか、そこまで教えないといけないと思います。

委員

教育委員会として、消費者教育を進めると決めれば、進むのではないのでしょうか。

委員

家庭科では、消費者教育の時間はあります。ただしそれだけでは、なかなか伝わりません。出前講座のようなものがあると良いと思います。

会長

教育委員会で決めることと、現場の裁量と、両方の御意見がありますが、実際にやるとなると教育委員会との調整が必要です。時間をどうやって取るのかとか。

委員

限られた学習指導要領の中で、水戸市としてこういう消費者教育を充実していくということ、まず教育委員会と連携を図るとともに、こちらからも積極的にアピールしていくことが重要だと思います。

委員

年1回で良いのかということもありますね。授業でなくても、例えば食育は給食の時間も使ってやっていると思うので、授業以外の時間を活用する方法もあると思います。

委員

1時間しか取れないというのは、あれもこれもある中で、優先順位が低いからだと思います。運営側で消費者教育が重要であると思えばもっと増えると思います。

委員

例えば米国では、全教科に消費者教育があります。算数に利息の計算が入っていたり、社会では株や経済などをやっているようです。消費者教育は全科目に通じるものです。今は年1回でも良いけれども、計画の中に外部講師を位置付けてほしいです。少しずつ、少しずつ切り開いていくものだと思います。先生たちの人材育成も重要です。教育委員会で夏休みに実施している教員研修を充実させてほしいと思います。

会長

家庭教育の推進については、いかがでしょうか。

委員

私は家庭が一番かなと思います。家庭で難しいから、学校でという話になるのだと思います。

会長

20 ページに家庭教育との連携がありますが、ほかに取り入れたら良いというのはありますか。

委員

センター主催でやるのは、例えば、乾電池を作らましようや米粉でピザを作らましようなどですが、その前に少し消費者問題の話をします。このように何かと合わせて実施すると効果的かと思います。家庭教育については、記載されている3点になるのではと思います。わんぱく・みとでやっているところに入るのも良いかと思います。

委員

保健センターとの連携も図ってほしいです。若いお母さんたちへの教育も効果的かと思いません。

委員

消費者問題というのは人間教育に通じます。PTAで親自身の学習を充実させてほしいと思います。これは本来国が進めるべきことで、国がやらないから、市や現場裁量の話になってしまいます。

会長

高齢者、障害者の教育については、いかがでしょうか。高齢者の資産を狙った悪質商法など問題になっているのに、声が届かない部分ですね。

委員

昨日、私の地区の民生委員で研修をしましたが、男性の民生委員への消費者教育の伝わり方が難しいと感じました。民生委員の研修、意識改革、教育は大事です。

会長

家族がない独居や単身の世帯など、つながりがないと被害に遭いやすいですね。

委員

見守りネットワークの連携先に郵便局を加えてはいかがでしょうか。

委員

郵便局は水戸市安心・安全見守り隊に入っています。

委員

特定の業種は駄目なのかと思ったら、金融機関とかも入っているんですね。

委員

振り込め詐欺は、銀行で防止できることが多くなりました。次はコンビニで防止ですね。

会長

地域における消費者教育に関してはいかがですか。

委員

主な取組は例示であって、趣旨がしっかりしていれば良いのではないかと思います。この計画案で大体、網羅していると言えるのではないのでしょうか。

会長

消費者教育推進計画につきましては、これまでの御意見を踏まえ、次回の審議会でも引き続き議論してまいりたいと思います。

続きまして、その他として、事務局からお願いします。

執行機関

消費生活に関する都市宣言については、素案ができましたら後日資料を郵送しますので、御意見や御提案を頂けたらと思います。

会長

以上を持ちまして、第3回消費生活審議会を終了します。